

# 川越東高等学校学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

### (名 称)

第2条 本校は、川越東高等学校という。

### (位 置)

第3条 本校は、埼玉県川越市大字久下戸6060番地に置く。

## 第2章 課程の組織及び収容定員

### (課 程)

第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。  
全日制課程 普通科 1200名 (男子)

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

### (修業年限)

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。  
全日制課程 3年

### (学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学 期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。  
第1学期 4月1日から、8月31日まで  
第2学期 9月1日から、12月31日まで  
第3学期 1月1日から、3月31日まで

### (休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (5) 春季休業 3月25日から4月7日まで
- (6) 開校記念日 5月4日
- (7) 埼玉県民の日 11月14日

2. 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。

3. 非常変災その他急迫の事情があるときもしくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

## 第4章 入学、退学、転学及び休学等

### (入学資格)

第9条 本校に入学することができるものは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### (転入学及び編入学資格)

第10条 第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

2. 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

### (入学許可)

第11条 入学の許可は、選考のうえ校長がこれを行う。

### (出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書等その他必要書類に入学検定料をそえ、校長に願出しなければならない。

### (入学手続)

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに本校所定の書類に入学料をそえて提出しなければならない。

2. 前項に定める手続が所定の期日までに行われなるときは、校長は入学の許可を取り消すことができる。

### (転学)

第14条 他の高等学校から本校に転学を志望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り校長は選考のうえ転学を許可することができる。

2. 生徒が他の高等学校へ転学しようとするとき、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、校長に願出で許可を受けなければならない。

### (退学)

第15条 退学しようとするとき、保護者は、本校所定の書類にその理由を明記し、保証人連署のうえ、校長に願出で許可を受けなければならない。

### (欠席及び休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記し、届け出なければならない。

2. 生徒が病気その他やむを得ない理由により7日以上出席することができないとき、保護者は、その理由を明記し、医師の診断書等をそえ願出で、校長の許可を受けなければならない。
3. 生徒が病気その他やむを得ない事情で3ヶ月以上登校の見込みがなく、休学を希望するときは、その理由を明記し、医師の診断書等をそえ保護者が願出で、校長の許可を受けなければならない。ただし、休学の期間は、原則として1年以内とする。

(復学)

第17条 前条第3項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第18条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者は、その理由を明記し、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2. 前項により留学を願い出たときは、校長は教育上有益と認める場合には留学を許可することがある。
3. 海外留学は、1年間を単位とする。
4. 留学中の生徒が復学しようとするとき、保護者は、その理由を明記し、校長に願い出て許可を受けなければならない。
5. 校長は前項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で本校での履修単位として認定することがある。

(出席停止)

第19条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、校長はその生徒に対し出席停止を命ずることができる。

(忌引)

第20条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、校長はこれを許可することができる。

(身上事項の異動の届出)

第21条 生徒及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに届出なければならない。

## 第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第22条 本校の教育課程は、教科並びに各教科以外の特別教育活動及び学校行事等により編成し、その教科、科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(課程修了の認定)

第23条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第24条 本校所定の全課程を修了したと認めた者には、校長は卒業証書を授与する。

(原級留置)

第25条 生徒のうちで該当学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について教育上必要があるときは、校長は原級に留め置くことができる。

## 第6章 職員組織

(職員組織)

第26条 本校に次の職員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 校長    | 1名  |
| (2) 教頭    | 1名  |
| (3) 教諭    | 57名 |
| (4) 養護教諭  | 1名  |
| (5) 事務職員  | 7名  |
| (6) 実習助手  | 4名  |
| (7) 学校医   | 1名  |
| (8) 学校歯科医 | 1名  |
| (9) 学校薬剤師 | 1名  |

2. 必要に応じて副校長を置くことができる。
3. 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
4. 副校長、教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。
5. 第3項以外の職員の校務分掌は、校長が別に定める。

## 第7章 生徒納付金及び入学検定料

(生徒納付金及び入学検定料)

第27条 本校の生徒納付金及び入学検定料は、次のとおりとする。

- |  |          |
|--|----------|
| 1. 入学金   | 250,000円 |
| 2. 施設設備資金  | 150,000円 |
| 3. 授業料(月額)   | 26,500円  |
| 4. 施設設備維持費(月額)   | 10,000円  |
| 5. 入学検定料   | 25,000円  |
| (特待生入試の入学検定料は10,000円、単願入試または併願Ⅰ入試、併願Ⅱ入試を重複して受験する場合、特待生入試の入学検定料は半額とする。) |          |
| 6. 図書費(月額)   | 200円     |
| 7. 冷暖房費(年額)  | 2,500円   |

2. 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料及び施設設備維持費を所定の期日までに納入しなければならない。
3. 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらずその始期の属する月の翌月から授業料及び施設設備維持費を免除することがある。
4. 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料及び施設設備維持費を、3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、校長は退学を命ずることができる。
5. すでに納入した生徒納付金及び入学検定料は、返還しない。ただし、入学前に入学辞退を申し出た者には、施設設備資金を返還する。

## 第8章 賞 罰

(ほう賞)

第28条 校長は、成績、性行ともに優れ、他の模範となる者及び精勤者はほう賞することがある。

(懲戒)

第29条 生徒が学則その他本校の定める諸規定を守らずその本文にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とし、校長がこれを行う。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第9章 雑 則

(雑 則)

第30条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成元年 4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成2年 4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成3年 4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成4年 4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成5年 4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成6年 4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成8年 4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成9年 4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

但し、入学検定料については、平成10年度入学者選抜より適用する。

附 則 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成27年5月23日から施行する。